

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

1. 事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としているが、制度の性格上、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、平成 30 年度から都道府県も保険者として財政運営の責任主体となることにより、市町村国民健康保険財政の安定を図ることとされた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主要な科目の歳入歳出見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

(予算編成の基本部分)

平成 30 年度の国保広域化後、兵庫県が保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業納付金として、各市町に対して納付を求めることとなった。各市町においては、示された納付金に基づき、保健事業費などの市町の裁量により計上可能な歳出や、市町特別会計で収入する交付金等を加減算した上で、納付金の納付に必要な額を国保税として賦課徴収する。

また、各市町の保険給付費の財源については、財政の責任主体である県が確保することになるため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、令和 2 年度の当初予算では一般被保険者を 4,130 人（令和元年度当初 4,370 人）と見込んでいる。

2. 予算総額 2,089,000 千円（対前年 4,000 千円増、0.2%増）

3. 制度改正に関すること

令和 2 年度の税制改正において、課税限度額に達する世帯の割合を 1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールの下、中間所得者層の被保険者の負担に配慮し、国保税医療給付費分の賦課限度額を 20 千円引き上げ 630 千円、介護納付金分は 10 千円引き上げ 170 千円とし、後期高齢者支援金等分の 190 千円（据置）とを合わせて、合計の限度額は 990 千円（30 千円引き上げ）となる改正が予定されている。

また、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、

経済動向等を踏まえて、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げを予定している。

4. 歳入に関すること

(1) 基金繰入金

基金繰入金は、国保税率の負担軽減及び基金保有額(残高)等を考慮し、19,917千円(税軽減分17,000千円、予備費分2,917千円)を計上する。その結果、令和2年度末の基金残高見込みは90,456千円となる。

(2) 国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県から示された国民健康保険事業納付金の額に基づき算出した、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

令和2年度においては、対前年748千円増(0.2%増)の350,368千円を計上する。基金繰入後の一般被保険者1人当たり国保税(軽減前)は、104,803円(前年度当初101,822円)で対前年度比、3.0%増を見込んでいる。

(3) 県支出金(保険給付費等交付金 普通交付金、特別交付金)

県から示された保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金の額を計上する。

普通交付金については、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除いた額を計上する。

特別交付金については、保険者による糖尿病の重症化予防にかかる取組や収納率の向上にかかる取組など、国保事業への保険者の取組度合いにより交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県から示された額を計上する。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、福祉医療波及分繰入金などの減により対前年△9,965千円減(△6.7%減)の139,392千円を計上する。

5. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金を除き、県通知額に基づき計上する。

保険給付費の推計については、令和元年度被保険者1人当たり診療費の推計額をもとに、平成28年度から平成30年度まで3年間の被保険者一人当たり診療費の伸び率を考慮し算出された額に保険給付率を乗じ、公費算定額を減じることにより推計されている(兵庫県下同一の推計方法)。

なお、保険給付費については、任意給付である結核医療付加金以外の全額が

県から普通交付金として交付される。

(2) 国民健康保険事業納付金

平成 30 年度の制度改正により新設された科目であり、国保税を主たる財源として県へ納付するもの。県が算定し町に示された額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

(3) 保健事業費

平成 20 年 4 月に施行された『高齢者の医療の確保に関する法律』において、医療保険者に対して 40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化された。町においても「香美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」「データヘルス計画」を策定し、これに基づき保健事業を実施している。

特定健康診査受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、保健事業を推進するための費用を計上する。

なお、保健事業の取組や成果により、特別交付金（保険者努力支援分、特定健康診査等負担金）が県から交付される。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

1. 佐津診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和2年度は前年度と同様に週3日(月・火・水(午前))の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上する。

また、近隣にあった唯一の調剤薬局が平成30年度末で閉店となったため、令和元年度から院外処方から院内処方へ切り替えを行っており、令和2年度も必要な医療機械器具、薬剤、消耗品などを計上する。

なお、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金で計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 40,560千円（対前年 1,060千円増、2.7%増）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、院内処方による診療報酬の増を見込み、対前年1,127千円増の20,987千円で計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費補助について前年度と同額の4,414千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより、交付税分7,000千円、単年度の赤字解消分7,043千円、公債費（過疎債）分4千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・前年度と同様に週3日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成とする。
- ・医療スタッフは、非常勤医師1、事務員2、看護師2としている。
- ・体外式自動除細動器（AED）の耐用年数が経過しているため更新する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

2. 兎塚・川会診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所、川会診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和2年度は、前年度と同様に週4日（兎塚2日、川会2日）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 34,300千円（対前年 1,700千円増、5.2%増）

(3) 歳入に関すること

- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、対前年と同額の3,056千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより、交付税分14,000千円、単年度の赤字解消分3,651千円、公債費（過疎債）分282千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・週4日（兎塚2日、川会2日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、事務員2、看護師2としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

3. 小代診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和2年度は、前年度と同様に週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 168,606 千円（対前年 △3,194 千円減、△1.9%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、令和元年度実績見込みから算定し、125,160 千円を計上する。
- ・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、前年と同額の 14,489 千円を計上する。
- ・一般会計からの繰り入れにより、交付税分 7,000 千円、単年度の赤字解消分 15,622 千円、公債費分 3,625 千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・週5日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- ・医療スタッフは、医師1、事務員2、看護師2としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

4. 兎塚・川会歯科診療施設勘定

(1) 事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所、川会歯科診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和2年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週3日、川会歯科が週2日の計週5日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は財政調整基金からの繰入金を計上した予算編成としている。

(2) 予算総額 84,400 千円（対前年 △9,500 千円減、△10.1%減）

(3) 歳入に関すること

- ・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、75,933 千円を計上する。
- ・財政調整基金繰入金は、歳入不足分として 5,250 千円を計上する。

(4) 歳出に関すること

- ・兎塚週3日、川会週2日の診療体制とし、前年度実績見込を基に必要な経費を見込んだ予算編成とする。
- ・医療スタッフは、歯科医師1、事務員1、歯科衛生士5、歯科技工士1、歯科助手2の経費を計上する。
- ・患者の利便性に配慮し、和式トイレを洋式トイレに改修する。
- ・医師住宅のキッチンが老朽化しているため修繕を実施する。

後期高齢者医療保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

保険料率の改定（2年ごと）に伴い、保険料は増額となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

2. 予算総額 327,719 千円（対前年 1,257 千円増、0.4%増）

3. 制度改正に関すること

- (1) 保険料率は、2年ごとに改定されることとなっており、令和2・3年度は、所得割率 10.49%（0.32%増）、均等割額 51,371 円（2,516 円増）、賦課限度額は 64 万円（2 万円増）となる見込みである。

※（ ）内は、平成 30 年度・令和元年度との比較

- (2) 保険料の元被扶養者に対する軽減は平成 29 年度から段階的に縮小されており、令和元年度以降は後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間に限り、所得に関わらず均等割を5割軽減している。また、所得割は賦課されない。
- (3) 低所得者の被保険者に対する均等割額軽減特例措置である8割軽減が7割軽減に、8.5割軽減が7.75割軽減へ見直しされる予定。

4. 歳入に関すること

- (1) 後期高齢者医療保険料は、保険料負担金を基に算定し、237,260 千円で対前年 5,436 千円増（2.3%増）を計上している。
- (2) 一般会計繰入金は、対前年△4,174 千円減の 89,334 千円（事務費繰入金 9,395 千円、保険基盤安定繰入金 79,939 千円）を計上している。（令和元年度から後期高齢者医療町システムの保守料やリース料を特別会計の事務費に計上。）
- 保険基盤安定繰入分の 3/4 は県負担金の交付を受ける。

5. 歳出に関すること

広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、令和2年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は平成 30 年度実績、保険基盤安定負担金は令和元年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金 237,260 千円、保険基盤安定負担金 79,939 千円で、対前年 1,803 千円増の 317,201 千円（延滞金 1 千円・繰越金負担金 1 千円含む）を計上している。

介護保険事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、自立支援の観点から高齢者によりふさわしいサービス利用を提供することで要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を図るとともに、元気な高齢者には介護等の担い手として社会参加することで積極的な健康づくりを推進していく。

2. 予算総額 2,482,774 千円（対前年 32,914 千円増、1.3%増）

3. 歳入に関すること

介護保険料については、第7期介護保険事業計画値を基に設定

また、低所得者の保険料軽減のため、国 1/2・県 1/4・町 1/4 の公費負担により、25,269 千円を一般会計から繰り入れることとしている。

また、保険給付費等の財源として 30,818 千円を基金から取り崩すこととしている。

4. 歳出に関すること

(1) 保険給付費

認定者数も引き続き増加見込みであり、給付費も増加傾向となっているため、介護サービス等諸費全体で対前年比 49,350 千円増（2.6%増）、介護予防サービス等諸費全体で対前年比 5,160 千円増（6.0%増）としている。また、高額医療合算サービス費については、対象者数・単価ともに増加しているため、対前年比 2,090 千円増（37.5%増）としている。

(2) 地域支援事業費

①介護予防・生活支援サービス事業費（83,632 千円）

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する費用を計上

②一般介護予防事業費（8,698 千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サークルの全町展開及び元気体操サークルの拡充、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（35,283 千円）

センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上。要援護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び重度化防止を図る。

④認知症総合支援事業費（14,386 千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

財産区特別会計（長井財産区）

1. 事業の目的と編成の趣旨

長井財産区の適正な管理運営を行う。

2. 予算総額 1,494 千円（対前年 21 千円増、1.4%増）

3. 歳入に関すること

財産区有土地貸付収入として 339 千円（前年と同額）を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金 460 千円（前年と同額）などを計上している。

町立地方卸売市場事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

2. 予算総額 710 千円（対前年 △144 千円減、△16.9%減）

3. 歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金 709 千円、繰越金 1 千円を見込んでいる。

4. 歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費 710 千円を計上している。

5. その他

当該施設のせり場は、昭和 56 年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成 21 年 9 月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成 29 年 7 月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

国民宿舎事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、健全な宿泊休養施設を提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上を目的としているが、令和元年度に長年指定管理者として施設の運営を担ってきた株式会社香住観光公社が営業停止し、会社の整理を行っている状況にある。

こうした状況を踏まえて令和2年度の予算編成にあたっては、施設の活用方法が定まる当面の間（4月から10月までの6か月間）において、施設の良好な維持管理を行う考えとしている。

2. 予算総額

13,192千円（前年対比 △13,342千円減、△50.3%減）

3. 歳入に関すること

国民宿舎使用料として139千円（前年対比 △17,338千円減、△99.2%減）を見込んでいる。

施設維持管理費及び町債償還金の財源として12,931千円の一般会計繰入金（前年対比 4,217千円増、148.4%増）を計上している。

4. 歳出に関すること

施設維持を行う会計年度任用職員を3名雇用し、その人件費として4,146千円を計上している。また、光熱水費を含む施設の維持管理費として5,752千円を計上している。

過年度において観光施設整備事業債で実施した施設・設備の改修費等の町債償還元金及び利子分として、計3,294千円（前年対比 △2千円減、△1%減）を計上している。

矢田川憩いの村事業特別会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

本事業は、日帰り温泉施設における良好なサービスを提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上が目的である。

令和2年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えとしている。

2. 予算総額

30,408 千円（前年対比 △1,707 千円減、△5.3%減）

3. 歳入に関すること

入浴料収入として 25,419 千円（前年対比 1,300 千円増、5.4%増）を見込んでいる。

老朽化した設備の更新費として工事請負費 2,262 千円や修繕費の一部 835 千円、土地賃借料を含む特別会計事務的経費 1,780 千円、計 4,877 千円の一般会計繰入金（前年対比 △3,060 千円減、△38.6%減）を計上している。

4. 歳出に関すること

指定管理料として入浴料収入と同額の 25,419 千円を計上している。

また、源泉送水ポンプ等が老朽化していることから、その更新費用として工事請負費 2,262 千円を、配管等の修繕費用として 901 千円を計上している。

加えて、下水道加入分担金として 700 千円を計上している。

5. 施設建設費にかかる起債償還相当額の取り扱いについて

施設建設にかかる起債元利償還は平成 12 年度以降、一般会計が行っており、その同額を本会計が一般会計に返済（繰り入れ）してきた。

しかし、指定管理者である矢田川開発株式会社の経営支援を行うために平成 23 年度以降、毎年の返済額を後年度に繰り延べる措置を講じてきたことから、起債償還は令和元年度で終了したものの、本会計から一般会計への返済は令和 19 年度までを予定している。

令和 2 年度においても、同社の経営支援を行うために指定管理料と入浴料収入を同額にしたことから、一般会計への返済は行わず、結果として本会計から一般会計への返済終了は令和 20 年度となる。

公立香住病院事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

将来にわたり町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、公立香住病院新改革プランに基づき、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

2. 収益的収入及び支出

収入 1,357,495 千円 (対前年 44,602 千円増、3.4%増)

支出 1,356,673 千円 (対前年 44,290 千円増、3.4%増)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

①医療等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院) 13,840 人 うち一般病床 9,900 人 うちケア病床 3,940 人 外来) 54,500 人 うち一般 49,500 人 うち透析 5,000 人	入院) 一般病床 23,900 円 ケア病床 33,000 円 外来) 一般外来 6,000 円 人工透析 30,000 円	入院) 79%
介護老人保健施設収益	入所) 16,644 人 通所) 1,847 人	入所) 9,880 円 通所) 10,100 円	入所) 95% 通所) 76%
訪問看護ステーション収益	2,600 人	7,300 円	
居宅介護支援事業収益	600 人	10,100 円	

②一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 236,634 千円を計上している。

(2) 支出に関すること

①診療体制は、常勤医師 4 人（総合診療科 2 人、耳鼻咽喉科 1 人、泌尿器科 1 人）及び嘱託医師 2 人（総合診療科 1 人、整形外科 1 人）計 6 人の医師で診療を予定している。また、総合診療科に 3 人、小児科に 3 人、耳鼻咽喉科に 1 人（週 1 回）、婦人科に 1 人（月 1 回）の支援医師により外来診療機能の維持確保を図る予定としている。

②地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 193,962 千円 (対前年 53,432 千円増、38.0%増)

支出 264,923 千円 (対前年 38,665 千円増、17.1%増)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

①企業債は、建設事業費に 29,700 千円、医療機械購入費に 29,000 千円の計 58,700 千円を見込んでいる。

②一般会計出資金は、企業債元金償還金に 92,829 千円、建設改良費に 15,300 千円の計 108,129 千円を見込んでいる。

(2) 支出に関すること

①建設改良費は、高圧受電設備等移設改修工事など建設事業費に 55,200 千円、デジタルX線テレビ装置など医療機械購入費に 29,000 千円、病棟ベッド、介護老人保健施設ベッドなど器具備品購入費に 12,400 千円、老朽化した公用車を更新するため車両運搬具購入費に 2,500 千円の計 99,100 千円を見込んでいる。

②企業債元金償還金として 151,143 千円を見込んでいる。

③医師修学資金貸与 1 件 1,800 千円、医療技術者修学資金貸与 4 件 2,880 千円、医師修学資金一時金貸付 1 件 10,000 千円を見込んでいる。

水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策や老朽施設の更新整備を実施する。
- (3) 水道事業企業会計の収支改善を図るため、料金改定に向けた検討を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 480,880 千円 (対前年 12,429 千円増、2.7%増)

支出 628,619 千円 (対前年 △11,753 千円減、△1.8%減)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 水道使用料は、326,702 千円 (対前年 6,438 千円増、2.0%増) の収入を見込んでいる。
(令和元年度決算見込との比較：△3,315 千円減、△1.0%減)
- ② 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 12,449 千円 (対前年△1,282 千円減、△9.3%減) を計上している。繰出し基準に基づく一般会計繰入金を計上している。
- ③ 長期前受金戻入として 110,115 千円 (対前年△347 千円減、△0.3%減) の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 水道施設維持管理等に係る経費 237,207 千円 (対前年 3,429 千円増、1.5%増)、企業債利子等償還に係る経費 42,238 千円 (対前年△4,363 千円減、△9.4%減) を計上している。このうち維持管理等の経費には、上下水道料金のコンビニ収納 (令和3年度開始予定) に係るシステム構築等に必要となる経費が含まれている。
- ② 減価償却費として 345,444 千円 (対前年△4,846 千円減、△1.4%減) を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 361,029 千円 (対前年 199,933 千円増、124.1%増)

支出 538,251 千円 (対前年 213,579 千円増、65.8%増)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、建設改良分として 210,700 千円を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 97,628 千円を計上している。
- ③ 県補助金は、粗岡水系及び御崎水系における高度浄水施設整備に係る生活基盤施設耐震化等補助金 21,700 千円を計上している。
- ④ 工事負担金は、水道施設の移設に係る工事負担金（補償金）等を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 原水及び浄水設備費 196,100 千円
 - ア) 現水源の濁度対策及びクリプトスポリジウム等感染対策を推進するため、高度浄水施設整備に係る粗岡浄水施設の工事請負費及び御崎浄水施設の実施設計業務委託料を計上している。
 - イ) 現水源の濁度対策を推進するため、秋岡浄水施設における急速ろ過設備の更新に必要となる工事請負費を計上している。
 - ウ) 安定した浄水処理を行うため、令和元年度に実施した村岡区に引続き、香住区、小代区において、浄水場等に係る施設更新計画策定業務に必要となる委託料を計上している。
 - エ) 老朽施設対策として、薬液注入ポンプ更新、水質計器（残塩計）更新、取水ポンプ更新、送水ポンプ更新、水位計更新及びコンプレッサー更新に必要となる工事請負費を計上している。
- ② 配水設備費 132,000 千円
 - ア) 老朽送配水管に係る耐震化対策として、柴山第 1 配水池送水管及び村岡区高井地内の国道 9 号線横断管の更新に係る工事請負費並びに鑑配水池送水管の更新に係る詳細設計業務委託料を計上している。
 - イ) 道路改良及び河川改良の支障となる送配水管等の移設に必要となる工事請負費を計上している。
 - ウ) 老朽施設対策のうち、配水流量計の更新、ポンプ更新、水位計更新及び減圧弁等の更新に必要となる工事請負費を計上している。
- ③ 営業設備費 633 千円
量水器及び工具、器具購入に要する経費 633 千円を計上している。
- ④ 企業債償還金 209,518 千円
企業債元金償還に要する経費 209,518 千円を計上している。

下水道事業企業会計

1. 事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

- (1) 下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。
- (2) 効率的な施設管理を推進するため、長井南処理区と長井北処理区を統合し、香住処理区に接続するために必要となる污水管渠等整備工事、農業集落排水施設最適整備構想の策定及び漁業集落排水施設機能保全計画策定業務を実施する。

2. 収益的収入及び支出

収入 1,673,974 千円 (対前年 147,999 千円増、9.7%増)

支出 1,372,174 千円 (対前年 △65,218 千円減、△4.5%減)

3. 収益的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 下水道使用料は、358,841 千円 (対前年△12,056 千円、△3.3%減) の収入を見込んでいる。

(令和元年度決算見込との比較：△3,256 千円減、△0.9%減)

- ② 他会計負担金は、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金 10,277 千円を計上している。
- ③ 収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 887,945 千円 (対前年 180,403 千円、25.5%増) を計上している。このうち 191,300 千円については、当年度の資本費平準化債発行により発生する利息の軽減を目的として、資本費平準化債の発行を発行可能額の 2 分の 1 に抑制することで不足する資金を充足するために計上するものである。
- ④ 長期前受金戻入として 416,140 千円 (対前年△19,318 千円、△4.4%減) の減価償却相当収益化分を計上している。

(2) 支出に関すること

- ① 下水道施設維持管理等に係る経費 333,963 千円、企業債利子償還に係る経費 203,317 千円を計上している。このうち維持管理等の経費には、上下水道料金のコンビニ収納（令和3年度開始予定）に係るシステム構築等に必要となる経費が含まれている。
- ② 減価償却費として 810,575 千円 (対前年△34,505 千円、△4.1%減) を計上している。

4. 資本的収入及び支出

収入 519,839 千円 (対前年 △77,455 千円減、△13.0%減)

支出 1,219,280 千円 (対前年 121,812 千円増、11.1%増)

5. 資本的収支に関すること

(1) 収入に関すること

- ① 企業債は、元金償還に係るものとして 214,000 千円(資本費平準化債 191,600 千円、特別措置分 22,400 千円)、建設改良費に係るものとして 71,700 千円を計上している。
- ② 資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 141,938 千円を計上している。
- ③ 国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業として実施する下水道施設(汚水管渠、マンホールポンプ場等)整備工事に係る社会資本整備総合交付金 55,000 千円を計上している。
- ④ 県補助金は、農業集落排水施設最適整備構想策定業務と漁業集落排水施設機能保全計画策定業務に係る農山漁村地域整備交付金 9,500 千円を計上している。
- ⑤ 負担金等は、統合整備事業の実施に伴い、新たに特定環境保全公共下水道事業の区域になることで発生する受益者分担金と、下水道施設の移設に係る工事負担金(補償金)を計上している。

(2) 支出に関すること

① 管渠整備費 (144,100 千円)

ア) 統合整備事業

【特定環境保全公共下水道事業】

長井南処理区(農業集落排水事業)及び長井北処理区(コミュニティプラント事業)は、(仮称)長井処理区(特定環境保全公共下水道事業)として香住処理区(公共下水道事業)に接続する予定であることから、当年度は、接続に必要な下水道施設(汚水管渠、マンホールポンプ場等)整備工事を実施する。

イ) マンホールポンプ場水中ポンプ設備更新事業

【公共下水道事業】 2 箇所(香住処理区)

【特定環境保全公共下水道事業】 3 箇所(小代北処理区)

【農業集落排水事業】 5 箇所(長井南処理区、神場処理区、小代南処理区)

【コミュニティプラント事業】 4 箇所(安木処理区、長井北処理区)

ウ) 下水道施設移設工事

【特定環境保全公共下水道事業】 1 箇所(兎塚処理区)

【コミュニティプラント事業】 1 箇所(余部処理区)

② 処理場整備費 (21,600 千円)

ア) 下水道施設の機能保全等に必要な対策等を定める計画の策定業務を実施する。

【農業集落排水事業】

- ・ 農業集落排水施設最適整備構想の策定（奥佐津処理区、山田処理区、神場処理区、小代南処理区）

【漁業集落排水事業】

- ・ 漁業集落排水施設機能保全計画の策定（鎧処理区）

イ) 各浄化センターにおける機械設備で、経年劣化による運転能力低下等で適正な維持管理に支障をきたしているものについて、当年度、更新工事を実施する。

【特定環境保全公共下水道事業】

- ・ 佐津浄化センター、大笹浄化センター

【農業集落排水事業】

- ・ 奥佐津浄化センター、山田浄化センター、小代南浄化センター

【小規模集合排水処理事業】

- ・ 境浄化センター

【コミュニティプラント事業】

- ・ 相谷浄化センター、安木浄化センター、余部浄化センター

③ 企業債償還金（1,053,580 千円）

ア) 企業債元金償還に要する経費 1,053,580 千円を計上している。